

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 五〇一
(同) 五〇一

公示

開発行為の工事の完了
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了
土地改良区の定款の変更認可

(建築指導課) 五〇二
(同) 五〇三
(西濃農林事務所) 五〇四

告示

岐阜県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	養老田老線	養老郡養老町石畑字川戸一四三番二地先から同郡同町同字同一四五三番一地先まで	前	五・八	一五・三	
			後	九・二	一五・三	

岐阜県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

第 二 百 三 十 五 号
令 和 三 年 九 月 二 十 一 日

(火曜日)

令和三年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

道路の種類	南岐濃阜線	区	間	延長 メートル	供用開始 の期日	備 考 の 区 域 又 は 決 定 の 日 は 昭 和 三 十 六 年 九 月 二 十 一 日 の 公 示 を 以 て す 。
県道	同	羽島市足近町六丁目五〇九番一 地先から	同	三三・八	令和 三・九・三	平成 二六・〇・一六
		同	市足近町七丁目八四番一 地先まで			

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 一・二号の一九 令和 三・二・二	羽島市正木町曲利字才勝一三九五番	岐阜県羽島市正木町曲利六九七番地 花 村 光 博
岐阜県指令岐西建築第一 一・二号の二一 令和 三・二・二四	羽島市竹鼻町狐六字柳原一五四六番一、一五四六番二、一五四七番、一五四八番一から一五四八番三まで及び二一三三六番三の一部	岐阜県羽島市竹鼻町一一一番地二 有限会社ワクワク不動産 取締役 浅 野 武 志
岐阜県指令岐西建築第一 一・三号の一八 令和 三・三・一六 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の一六 令和 三・七・二二〕	瑞穂市呂久字中ノ町二六五番一、二六六番一、二六七番及び二六八番一	岐阜県本巣市政田八一五番地一 株式会社 W I L L 代表取締役 名 畑 一 徳
岐阜県指令岐西建築第一 一・三号の一九 令和 三・三・二二	瑞穂市本田字三ノ改田一〇五三番一、一〇五三番四及び一〇五四番一	岐阜県下呂市金山町東沓部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄
岐阜県指令岐西建築第一 一・三号の二一	瑞穂市本田字西江上一二五二番一、一一五四番一、一一五四番二の一部及び一一五五番	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング

令和三・三・三〇	瑞穂市穂積字東原六七四番一、六八二番一、六八三番一及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）	代表取締役 林 仁 美
岐阜県指令岐西建築第一一三号の二〇 令和三・四・二 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の九〕 令和三・六・一四	本県市上真桑字山伏八五二番及び八五二番	岐阜県岐阜市早田東町九丁目二番地 株式会社マンションセンターダイシン 代表取締役 山 田 百合香
岐阜県指令岐西建築第一一七号の二 令和二・一・一八 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の二〕 令和三・五・一三	本県市上真桑字山伏八五二番及び八五二番	岐阜県本県市上真桑五七三番地八 古 川 由 紀
岐阜県指令岐西建築第一一七号の五 令和三・三・二二	本県市春近字穂積町二四四番及び二四五番	岐阜県本県市仏生寺二六六番地の二 株式会社鶴飼 代表取締役 鶴 飼 幸 子
岐阜県指令岐西建築第一一九号の五 令和三・四・二〇	不破郡垂井町字駒引二二六二番三	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了
 次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画
 法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一二八号 令和元・二・二〇 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の七〕 令和三・六・一八	山県市大字高富字武士ヶ洞二四四番三の一部、二四四番四の一部、二四四番五、二四五番一、二四六番一、二四七番一、二四八番一の一部、二四八番一、二四九番一の一部、二四九番二の一部、二四九番三の一部、二五〇番一、二五	道路、水路	開発登録簿による	岐阜県岐阜市野一色二丁目七番一八号 アジア原紙株式会社 代表取締役 赤石 沢 清 人

令和三年九月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社

土地改良区名	認可年月日
楡俣北部土地改良区	令和三・九・一〇

令和三年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

○番一、二五一番一から二五一番三まで、二五二番一、二五二番二、二五三番一、二五七番の二部、二五八番、二五九番、二六〇番一から二六〇番三まで、二六一番、二六二番一、二六二番二、二六三番、二六四番、二六五番一、二六五番二、二六六番一、二六六番二、二六七番から二七〇番まで、二七一番一、二七一番二、二七二番一、二七二番二、二七三番一、二七三番二、二七四番、二七五番、二七六番一、二七六番二、二七八番九、二七八番一〇、二八三番一、二八三番二、二八四番一、二八四番二、二八五番一、二八五番二、二八六番一から二八六番六まで、二八七番一から二八七番四まで、二八九番、二九〇番一、二九〇番二、二九三番一、二九三番二、三〇〇番の一部及び山県市所管法定外公共物（道路及び水路）